一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町出合市場字向山二三の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町八橋字トフヅラ二の五・二の六・字西路三一の七・三一の九・三二の二（以上五筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町小松字下湯分沢四〇の三（次の図に示す部分に限る。）、四〇の一〇から四〇の一二まで、四二の一、四二の三、四二の四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町西納庫字大平七の五・七の六（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町月野字高松九〇〇〇の一・字高松尻九三九二の五・九三九三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　鉱業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市上野字上小野沢一〇四の八
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県松本市会田字殿ムラ八九二四の二、八九二四の三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　公共施設用地とするため

○農林水産省告示第八百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町山之口字平岩向一八〇八の三（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養
㈢　解除の理由　道路用地とするため
解除に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町山之口字カレイ谷一八〇六の五・一八〇六の七・一八〇六の一四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市田瀬字矢平一四八二の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市駒場字大平一五八六の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県さぬき市大川町田面字立割七九二の八
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　土地改良事業用地とするため